

経済産業省

20190408貿局第3号
輸出注意事項2019第15号
輸入注意事項2019第22号
経済産業省貿易経済協力局

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）及び「キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について」（平成17年12月14日付け輸出注意事項17第30号・輸入注意事項17第61号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年4月19日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」及び「キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について」の一部改正について

「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）及び「キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について」（平成17年12月14日付け輸出注意事項17第30号・輸入注意事項17第61号）の一部を下記のとおり改正し、平成31年5月16日から施行する。

記

- (1) 「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」（平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号）の一部を別紙の新旧対照表（別表1）のとおり改正する。
- (2) 「キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について」（平成17年12月14日付け輸出注意事項17第30号・輸入注意事項17第61号）の一部を別紙の新旧対照表（別表2）のとおり改正する。

(別表1)「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

- 「電子情報処理組織を使用して行う特定手続等に係る申請項目について」(平成22年2月16日付け輸出注意事項22第4号・輸入注意事項22第5号)

改正後		現行	
別表第一～第二十四 (略)		別表第一～第二十四 (略)	
別紙1・2 (略)		別紙1・2 (略)	
別紙3 国コード表		別紙3 国コード表	
国コード	国名	国コード	国名
(略)	(略)	(略)	(略)
SY	SYRIA	SY	SYRIA
SZ	<u>ESWATINI</u>	SZ	<u>SWAZILAND</u>
TC	TURKS AND CAICOS ISLAND	TC	TURKS AND CAICOS ISLAND
(略)	(略)	(略)	(略)
別紙4～12 (略)		別紙4～12 (略)	

(別表2)「キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について」の一部を改正する規程新旧対照表(傍線部分は改正部分)

- 「キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について」(平成17年12月14日付け輸出注意事項17第30号・輸入注意事項17第61号)

改正後	現行
<p>「ダイヤモンド原石の輸出承認について」(平成14年12月27日付け平成14・12・20貿局第3号・輸出注意事項14第53号)記6及び「ダイヤモンド原石の輸入承認について」(平成14年12月27日付け平成14・12・18貿局第1号・輸入注意事項14第68号)記4で定めるキンバリー・プロセス証明制度に参加している国及び地域は、下記のとおりとなります。</p> <p>なお、平成15年2月12日付け「(お知らせ)キンバリー・プロセス証明制度の参加国について」は廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>アンゴラ、アルメニア、オーストラリア、バングラデシュ、ベラルーシ、ボツワナ、ブラジル、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ共和国、中華人民共和国、台湾、コンゴ民主共和国、コートジボワール、クロアチア、<u>エスワティニ</u>、欧州共同体、ガーナ、ギニア、ガイアナ、インド、インドネシア、イスラエル、日本、カザフスタン、大韓民国、ラオス、レバノン、レソト、リベリア、マレーシア、マリ、モーリシャス、メキシコ、ナミビア、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、コンゴ共和国、ロシア、シエラレオネ、シンガポール、南アフリカ共和国、スリランカ、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ</p>	<p>「ダイヤモンド原石の輸出承認について」(平成14年12月27日付け平成14・12・20貿局第3号・輸出注意事項14第53号)記6及び「ダイヤモンド原石の輸入承認について」(平成14年12月27日付け平成14・12・18貿局第1号・輸入注意事項14第68号)記4で定めるキンバリー・プロセス証明制度に参加している国及び地域は、下記のとおりとなります。</p> <p>なお、平成15年2月12日付け「(お知らせ)キンバリー・プロセス証明制度の参加国について」は廃止します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>アンゴラ、アルメニア、オーストラリア、バングラデシュ、ベラルーシ、ボツワナ、ブラジル、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ共和国、中華人民共和国、台湾、コンゴ民主共和国、コートジボワール、クロアチア、欧州共同体、ガーナ、ギニア、ガイアナ、インド、インドネシア、イスラエル、日本、カザフスタン、大韓民国、ラオス、レバノン、レソト、リベリア、マレーシア、マリ、モーリシャス、メキシコ、ナミビア、ニュージーランド、ノルウェー、パナマ、コンゴ共和国、ロシア、シエラレオネ、シンガポール、南アフリカ共和国、スリランカ、<u>スワジランド</u>、スイス、タンザニア、タイ、トーゴ、トルコ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、ベネズエラ、ベトナム、ジンバブエ</p>

経済産業省

20190408貿局第3号
輸出注意事項2019第16号
経済産業省貿易経済協力局

「包括輸出承認取扱要領」（平成26年3月14日付け輸出注意事項26第6号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年4月19日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「包括輸出承認取扱要領」等の一部改正について

「包括輸出承認取扱要領」（平成26年3月14日付け輸出注意事項26第6号）等の一部を下記のとおり改正し、平成31年5月16日から施行する。

記

- (1) 「包括輸出承認取扱要領」（平成26年3月14日付け輸出注意事項26第6号）の一部を（別紙1）の新旧対照表のとおり改正する。
- (2) 「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締約国等について」（平成27年4月22日付け輸出注意事項27第6号）の一部を（別紙2）の新旧対照表のとおり改正する。
- (3) 「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」及び「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の締約国について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第4号）の一部を（別紙3）の新旧対照表のとおり改正する。
- (4) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について」（平成19年10月11日付け輸出注意事項19第31号）の一部を（別紙4）の新旧対照表のとおり改正する。

「包括輸出承認取扱要領」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「包括輸出承認取扱要領」（平成26年3月14日付け輸出注意事項26第6号）

改正後	現行
<p>1. ～4. (略)</p> <p>別紙1</p> <p>(1) 包括輸出承認に係る仕向地</p> <p>① 甲地域</p> <p>アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブータ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、<u>カーボベルデ</u>、カンボジア、カメルーン、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、コードジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エリトリア、エストニア、<u>エスワティニ</u>、エチオピア、EU、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギアナ、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、ノルウェ</p>	<p>1. ～4. (略)</p> <p>別紙1</p> <p>(1) 包括輸出承認に係る仕向地</p> <p>① 甲地域</p> <p>アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブータ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、<u>カーボヴェルデ</u>、カンボジア、カメルーン、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、コードジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、エリトリア、エストニア、エチオピア、EU、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギアナ、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、香港、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レソト、リベリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マカオ、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、ノルウェー、オマーン</p>

一、オマーン、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

② (略)

(2) (略)

別紙2 (略)

、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、パレスチナ、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

② (略)

(2) (略)

別紙2 (略)

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締約国等について」（平成27年4月22日付け輸出注意事項27第6号）

改正後	現行
<p>「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質の輸出承認について」（平成9年7月1日付け平成09・06・24貿局第3号・輸出注意事項9第36号）の記5で定めるオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書締約国を次のとおり制定し、平成27年4月22日から施行する。</p> <p>なお、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締約国等について」（平成18年5月12日付け輸出注意事項18第17号）は、平成27年4月21日限り廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書AからCまで及びEに掲げる物質の締約国</p> <p>アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、コートジボワール、カンボジア、カメルーン、カナダ、<u>カーボベルデ</u>、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、北朝鮮、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、<u>エスワティニ</u>、エチオピア、ソマリア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン</p>	<p>「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質の輸出承認について」（平成9年7月1日付け平成09・06・24貿局第3号・輸出注意事項9第36号）の記5で定めるオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書締約国を次のとおり制定し、平成27年4月22日から施行する。</p> <p>なお、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締約国等について」（平成18年5月12日付け輸出注意事項18第17号）は、平成27年4月21日限り廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書AからCまで及びEに掲げる物質の締約国</p> <p>アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、コートジボワール、カンボジア、カメルーン、カナダ、<u>カーボヴェルデ</u>、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、北朝鮮、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、ソマリア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、</p>

、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、南アフリカ共和国、南スーダン、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、台湾、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、バチカン、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ニウエ、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、南アフリカ共和国、南スーダン、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、台湾、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」及び「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の締約国について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約」及び「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」の締約国について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第4号）

改正後	現行
<p>1 ロッテルダム条約の締約国</p> <p>アフガニスタン、アルバニア、アンティグア・バーブータ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、<u>カーボベルデ</u>、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、北朝鮮、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、<u>エスワティニ</u>、エチオピア、EU、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パレスチナ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、<u>セントクリストファー・ネイビス</u>、セントビンセント、サモア、サントメ・プリンシペ、サ</p>	<p>1 ロッテルダム条約の締約国</p> <p>アフガニスタン、アルバニア、アンティグア・バーブータ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、バーレーン、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カンボジア、カメルーン、カナダ、<u>カーボヴェルデ</u>、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、北朝鮮、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、EU、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パレスチナ、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、モルドバ、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、<u>セントクリストファー・ネイビス</u>、セントビンセント、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラ</p>

ウジアラビア、セネガル、セルビア、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

2 (略)

ビア、セネガル、セルビア、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

2 (略)

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について」（平成19年10月11日付け輸出注意事項19第31号）

改正後	現行
<p>1 締約国</p> <p>アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、<u>カーボベルデ</u>、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、<u>エスワティニ</u>、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジュール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、<u>セントクリストファー・ネイビス</u>、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セ</p>	<p>1 締約国</p> <p>アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、<u>カーボヴェルデ</u>、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、コンゴ民主共和国、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジュール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、大韓民国、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、<u>セントクリストファー・ネイヴィス</u>、セントルシア、セントビンセント、サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セ</p>

ネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

2 (略)

ル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、タンザニア、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

2 (略)

経 済 産 業 省

20190408貿局第3号
輸出注意事項2019第17号
経済産業省貿易経済協力局

「水銀に関する水俣条約の締約国について」（平成27年11月11日付け輸出注意事項27第26号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年4月19日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「水銀に関する水俣条約の締約国について」の一部改正について

「水銀に関する水俣条約の締約国について」（平成27年11月11日付け輸出注意事項27第26号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成31年5月16日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 改正規定中サウジアラビアに係る部分 平成31年5月28日
- 二 改正規定中ウガンダに係る部分 平成31年5月30日
- 三 改正規定中アイルランド及びパレスチナに係る部分 平成31年6月16日

「水銀に関する水俣条約の締約国について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「水銀に関する水俣条約の締約国について」（平成27年11月11日付け輸出注意事項27第26号）

改正後	現行
<p data-bbox="338 357 896 387">水銀に関する水俣条約の<u>締約国等</u>について</p> <p data-bbox="103 432 1099 576">特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について（平成29年7月24日付け20170703貿局第1号・輸出注意事項29第13号）において規定する水銀に関する水俣条約の<u>締約国等</u>は、下記のとおりとなります。</p> <p data-bbox="584 624 618 654">記</p> <p data-bbox="103 699 1099 1382">アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、<u>エスワティニ</u>、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、<u>アイルランド</u>、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、<u>パレスチナ</u>、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、ルワンダ、<u>セントクリストファー・ネイビス</u>、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、<u>サウジアラビア</u>、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トンガ、アラブ首長国連邦、<u>ウガンダ</u>、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア</p>	<p data-bbox="1391 357 1921 387">水銀に関する水俣条約の<u>締約国</u>について</p> <p data-bbox="1144 432 2141 576">特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について（平成29年7月24日付け20170703貿局第1号・輸出注意事項29第13号）において規定する水銀に関する水俣条約の<u>締約国</u>は、下記のとおりとなります。</p> <p data-bbox="1626 624 1659 654">記</p> <p data-bbox="1144 699 2141 1382">アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、マルタ、マーシャル諸島、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、ルワンダ、<u>セントクリストファー・ネイビス</u>、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スリナム、<u>スワジランド</u>、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、トンガ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア</p>

経 済 産 業 省

20190408貿局第3号
経済産業省貿易経済協力局

「(お知らせ) バーゼル条約の締約国等について」(平成27年4月22日付け20150409貿局第1号)の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成31年4月19日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「(お知らせ) バーゼル条約の締約国等について」の一部改正について

「(お知らせ) バーゼル条約の締約国等について」(平成27年4月22日付け20150409貿局第1号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成31年5月16日から施行する。

「(お知らせ) バーゼル条約の締約国等について」の一部を改正する規程新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

○「(お知らせ) バーゼル条約の締約国等について」(平成27年4月22日付け20150409貿局第1号)

改正後	現行
<p>「特定有害廃棄物等の輸出承認について」(平成5年12月14日付け5貿局第398号・輸出注意事項5第41号)及び「特定有害廃棄物等の輸入の承認について」(平成19年3月6日付け平成19・02・27貿局第3号・輸入注意事項19第11号)において規定する有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(以下「バーゼル条約」という。)の締約国又は経済協力開発機構の加盟国については、下記のとおり定め、平成27年4月22日から実施します。</p> <p>なお、平成14年2月13日付け「バーゼル条約の締約国等について(お知らせ)」は、平成27年4月21日限り廃止します。</p>	<p>「特定有害廃棄物等の輸出承認について」(平成5年12月14日付け5貿局第398号・輸出注意事項5第41号)及び「特定有害廃棄物等の輸入の承認について」(平成19年3月6日付け平成19・02・27貿局第3号・輸入注意事項19第11号)において規定する有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(以下「バーゼル条約」という。)の締約国又は経済協力開発機構の加盟国については、下記のとおり定め、平成27年4月22日から実施します。</p> <p>なお、平成14年2月13日付け「バーゼル条約の締約国等について(お知らせ)」は、平成27年4月21日限り廃止します。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>1 バーゼル条約の締約国等</p> <p>アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、<u>カーボベルデ</u>、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、クック、コスタリカ、コートジボアール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、<u>エスワティニ</u>、エチオピア、EU、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、北朝鮮、大韓民国、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビ</p>	<p>1 バーゼル条約の締約国等</p> <p>アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、<u>カーボヴェルデ</u>、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、クック、コスタリカ、コートジボアール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、EU、フィンランド、フランス、ガボン、<u>ガンビア</u>、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、イラク、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、北朝鮮、大韓民国、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテン</p>

ア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、パレスチナ、スーダン、スリナム、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タンザニア、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、ウルグアイ、ウズベキスタン、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

2・3 (略)

シュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビンセント、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソマリア、南アフリカ共和国、スペイン、スリランカ、パレスチナ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タジキスタン、タンザニア、タイ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、ウルグアイ、ウズベキスタン、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ

2・3 (略)